

人権行政に関する基本的見解について

人権と民主主義・教育と自治を守る
高知県共闘会議

1. 人権をどうとらえるか

(1) 人権の性格

憲法が保障する人権は、自由権・平等権・教育権・参政権・労働基本権（団結権・団体交渉権・争議権）などあるが、中でも基本的人権として、生命・自由・幸福追求の権利が規定されている。

憲法は、国民の人権擁護のために、公権力や企業・団体などによる人権侵害を禁じている。憲法は、権力から国民を守るものとして人権を規定しており、そのため第99条の憲法尊重擁護義務を負う者の中に国民は入っていない。人権という場合には、まず第一に国民の人権が守られているかどうかということが問題にされ、検証されなければならない。ところが、県の人権行政や方針にはこの視点が欠落している。

(2) 本県の人権施策基本方針に見られる人権の特徴と問題点

①権力や企業・団体などによる人権侵害の問題を不問にし、国民間の横の人権問題だけを取り上げている。

②人権を差別の問題に絞って、特定課題の差別問題に矮小化している。労働者の人権問題は一切取り上げられていないし、差別の課題でも思想差別や組合差別なども欠落している。

③意識は何らかの要因による結果であるのに、要因に目を向けず、結果である意識を取り上げるといふ本末転倒の姿勢を示している。さらに、行政が県民の意識を問題にし、啓発や意識調査に取り組むことは、内心の自由に対する侵害ともなっている。

2. 差別の定義と様々な個人の意識・感情について

(1) 差別とは、差をつけて扱うこと、分け隔てをすることである。また、具体的な人権侵害の事実のことである。具体的な事実ではない意識を差別と捉えることは出来ない。

また、明らかに差別の意識が見られないにもかかわらず、賤称語が使われたからといって差別発言だと捉えるやり方も不当である。

(2) 人間の意識、感情にはさまざまなものがある。たとえば、喜怒哀楽はもちろん、偏見、蔑視、ステレオタイプの発想、排除、区別、隔離、誹謗中傷、反発、忌避、など多様である。これらの意識、感情と差別との区別がきちんとつけられているであろうか。偏見以下前述したすべてを差別でくくってしまう傾向が見られるのではないだろうか。何が差別であり、何が差別ではないかを明確にすることと、心の中に留まる限りどのような意識・感情も差別とは言えない、人権侵害には当たらないということを明確にすべきである。

(3) 差別ではなくても人権侵害はあり得るし、現実にはそちらの方が日常的で、多く見

られていると言える。国や企業によって生命が脅かされる事態、財産や居住・幸福が阻害される事態、自由が抑圧されている事態、名誉や人格が傷つけられている事態は、日常的に多発している。本県人権施策基本方針では、これらの人権問題は欠落している。

3. 同和問題をどうとらえるか。

(1) 同和問題の二つの課題

①因習的な偏見や誤解によるものとして、次の三つがある。

- ア 異民族説（朝鮮人の子孫であり民族が異なるというもの）
- イ 不浄説（牛馬の死体処理や屠殺・加工などに従事する者、葬儀に関わる者などに対するケガレ論）
- ウ 遺伝説（賤民身分の子孫であるという血筋論）

しかし、これらは今日ほとんど話題になることがなくなり、こだわりは消えつつある。

②行政の対応や糾弾闘争などの運動の在り方から生まれる反発、偏見、忌避を生み出しているものとして次の4つがある。

- ア 行政の主体性の欠如
- イ 関係者の自立の遅れ
- ウ えせ同和行為の横行
- エ 糾弾路線による自由な意見の抑圧・潜在化傾向

(2) 今日の阻害要因・新たな差別を生み出す要因

1986年12月に出された地域改善対策協議会（地対協）の意見具申は、「今日、差別意識の解消を阻害し、また新しい差別意識を生む様々な新しい要因が存在している」として、上記4点を上げている。そして、意見具申は、同和問題解決に関して次のように結論づけている。

「因習的な差別意識は本来時の経過とともに薄れていく性質のものである。しかし、新しい要因による差別意識は、その新しい要因が克服されなければ、解消されることは困難である。」

意識は結果であり、意見具申が阻害要因としてあげていないのは当然である。目を向けるべき課題は、新しい要因の克服である。そうすれば、国民の意識は自ら大きな変化を起こし、問題は解決する。今その方向へ前進しており、逆行するようなとりくみをすべきではない。

(3) 同和問題を捉える二つの視点

①特別措置法終了の今日の状況をどうとらえるか

現在、制度的・法的に「同和地区」「同和関係者」は存在しない。一般行政に移行し、地域や人の特定、線引きはなくなっている。こうした中で、行政が「同和地区」や「同和地区出身の人」などという位置づけを行うことは、県民に誤解や偏見を与えるものである。

2002年3月に出された「同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話」で「今後はこれまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなります」と一般行政への移行が説明されている。

同和問題解決の取り組みとして行われるものが、同和問題への偏見やこだわりを生み出しているとしたら、大きな矛盾である。

②同和問題解決の指標と展望

どういう状態になったら、同和問題が基本的に解決したと言えるのか。「格差」や「差別意識」を問題にする限り、エンドレスに陥ってしまう。同和問題の解決は、差別的な考えを持った人がゼロになることではない。次のような状況が実現されれば、基本的に解決したと考えられる。

- ア 就職や結婚で旧関係者に対する不当な取り扱い・排除がなくなること。
- イ 旧関係者が職場や地域での日常生活の中で、交流を除外されたり排斥されたりしないこと。
- ウ 差別的な考えの人がいたり、差別的な言動があっても、まわりがそれに同調せず、受け入れられない状況が出来ること。

私たちの周りには、すでにこうした状況は生まれており、同和問題は基本的解決に向かって大きく前進している。そうした時に、解決の指標や展望を示さない教育・啓発は、この前進の流れを妨害し、逆行するものといわざるを得ない。

4. 行政啓発・人権意識調査について

(1) 行政啓発について

①人権に対する県民の理解は不十分であるという認識を前提においた、行政があたかも県民の意識変革を担うかのような教育・啓発は止めるべきである。県民の内面のあれこれを行政が詮索・評価することによって県民の内心の自由を侵害する危険性を伴っているからである。

②県民の間に様々な人権問題に対する理解を広めることは必要であるが、その場合も行政として出来ることは、学習会・講演会などを通して、多様なものの見方・考え方・知識・技術などを提供するというレベルのことである。

その際、当然のこととして、

- ア 学習会・講演会に偏重した内容・講師にならないこと
 - イ 自主的な参加と発言の自由が保障されること
- が条件となる。

本県の啓発の講演内容や講師選定には、疑問のあるものが見られる。多様な意見考えが保障されなければ、そのこと自体が人権問題である。

③行政が力を入れるべきことは、県民の自主的学習活動の発展を援助するための条件整備を進めることである。県民の「人権尊重の意識」の高揚は、基本的にはこうした自主的学習の道筋の中で、実現されていくものである。

④行政啓発で人権意識が高揚したという実証的研究はまだ発表されたことがない。逆に、滋賀大学の梅田修教授が和歌山県で行った実証研究によって、行政啓発が人権意識の高揚に直接つながる事例がないことが発表されている。人間の意識の変革は、意識だけで変わることはなく、現実の変化の反映として変革されるものなのである。

(2) 人権意識調査について

①意識は、人権侵害の事実や実態とは異なる。また、本音と建て前ということも指摘されているが、意識調査が現実を正確に反映しているとも言えない。さらに意識調査の限界と

いうものもある。何回実施しようと、それほど大きな変化が得られないこともある。

②意識は何らかの要因の反映であり、要因・原因に目を向けず、結果である意識を問題にするのは本末転倒である。

③人権について問題となるものは、侵害の事実であり、実際の行為である。心の中でどのような考えや思い・感情があろうとも、行為に表れない限り、とやかく言われる筋合いはない。ましてや、公の立場が個人の内心を問題にすることは憲法違反である。

また、意識調査の結果を人権に関する「実態」として公表することも問題である。

④思想信条の自由は、オールマイティである。行政が県民の心の中を問題にすることは、基本的人権を阻害するものと言わざるを得ない。行政啓発の問題点と同じである。

⑤意識調査の有効性についても疑問がある。対象者が同じでないものを比較するという問題、結果が必ずしも事実や実態の反映と言えない面があること、およその傾向は調査しなくても把握できること、調査結果が人権行政にどれくらい生かされるかということなど、疑問は多い。必要性があるとすれば、執行部が答えているように予算獲得の材料とすることではないか。多額の税金を使って、しかも5年に一度実施する必要があるのか、検討すべきではないか。

本当に今後の方針決定の参考にしたり、人権行政に反映させるということを考えるのなら、それぞれの課題で活動している団体から現状と課題や意見・要望をヒアリングする方が、経費もいらず、ずっと効果的ではないか。

5. 結婚問題について

(1) 本来、両性の合意に基づく個人的問題である。行政が関与すべき問題ではない。結婚の障害について言えば、身体・精神に障害のある人の場合、あるいは家族に精神的障害のある人がいる場合、職業や給与などの条件について、思想や宗教など、外国人の場合などに起こることがある。こうした中で、なぜ同和問題のみを取り上げる必要があるのか。実際には、この20年来県の集約でも結婚差別は出ておらず、他の課題での問題が見られるのが実情である。

(2) 気にしたり、意識することがそのまま差別とは言えない。自由にものが言えない、めったなことは言えないという気持ちの表れであるとしたら、そのような実態こそ改善すべきである。

(3) 人権上問題があるものとして、結婚を回答した者の割合は、それぞれの課題で次のようになっている。

ハンセン病元患者の家族	34.5%
同和問題	30.3%
刑を終えて出所した人	24.9%
障害者	24.3%
外国人	21.8%

このような状況を見れば、同和問題が30.3%という数字になっているが、「人権上問題がある」と捉えていることと、実際に問題が起こっているということとは違うということがはっきりとわかる。他の課題が、実際上も問題になっているのと比べて対照的である。

(4) 意識調査の同和問題に関する結婚の設問は三重の仮定となっている。

ア 子どもがいて

イ 結婚しようとして

ウ その相手が同和地区出身の人だと分かった場合

となっている。このような仮定の設問への回答が判断材料としてどれだけ有効性を持つかは疑問である。例えば、子どもの意志尊重と答えた人が相手を見て反対したり、認めないと答えた人が相手を見て考えを変えることはあり得ることだし、実際に起こっている。

また、何らかの形で認める人が、合計で7割近くあるということは、今の状況の中ではこの位のものではないか。もともと100%にはならない課題設定であり、これ以上この設問を続けてもそれほど意味があるとは思えない。問題が起こっていない現実にもっと目を向けるべきである。

(5) 反対や認めないという理由が、どういうものであるか、そこに同和問題の解決の課題があるのではないか。それを「差別意識」ととらえて、いくら教育・啓発を強化しても、具体的な解決にはつながらないのではないか。

6. 人権教育について

(1) 県の人権教育方針の問題点

①子どもを人権主体として尊重する観点・実践が弱い。人権についての理解と認識を育てる課題とともに、子どもを人権の主体として尊重するという課題が統一して追求されることが重要である。

自らの人間としての尊厳と人権・権利の自覚があってこそ初めて他者のそれらを認め、尊重しようという意識が生じてくるのである。

②人権についての教育内容が、人権侵害問題に矮小化されている。人権問題が特定の「差別」問題に集約されている。これでは、本当の豊かな人権認識は育たない。生存権や自由権、幸福追求権など、憲法が規定する基本的人権の学習が人権教育の基本に据えられなければならないのではないか。

③子どもの学習と発達の権利を保障する教育それ自体が人権であるという位置づけが欠落している。一人一人の子どもを誇り高い人間に育てること、それが人権教育の基本である。こうした考えが欠落しているからこそ、学力保障といった学校の基本的な取り組みが、人権教育とは別のことになっている傾向があるのではないか。

④子どもの人権保障や人権意識の形成にとって必要な基盤・条件が不十分なままになっている現状がある。教育条件の貧しさや教師の多忙化、教師の人権保障が不十分であることなど、条件整備を放置した人権教育の推進はそれこそ「人権問題」と言わざるを得ない。

人権教育を主張するのであれば、教育行政の責務は教育条件の改善にこそあるはずである。

(2) 「国連人権教育の10年」が提起した「人権教育」とは何か

1995年から10年間、国連が提起した人権教育の趣旨は、全ての人の教育への権利を保障すること、特に様々な少数者の権利に注意を払うものであった。

国連は、これが人権教育だという具体的内容を提起したのではなかった。国連は、「人

権教育は、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修・普及及び広報努力と定義される」と述べている。そして、重要課題として、「女性、子ども、高齢者、少数者、難民、先住民、極貧の人々、HIV感染者、あるいはエイズ患者並びに他の社会的弱者の人権に特に重点が置かれる」と述べているのである。これが人権教育の内容だと言っているのではない。

政府が推進本部を設けたのは、日本とノルウェーとスーダンのみ、国内行動計画を発表したのは日本とフィリピンとインドネシアだけである。推進本部を設け、国内行動計画を発表したのは日本だけである。

特別措置法の終了に伴って、同和教育を終了して新たな対応を求められていた日本政府が、国連の人権教育に飛びついて「重要課題」といわれているものを人権教育の内容としたものである。

その時、「少数者」の中に「同和」を入れたわけであるが、これらの「重要課題」はすべて「人」を指しているため、中間報告では「同和関係者」となっていた。しかし、法律が終了して人の線引きがなくなるので、「同和問題」と改めたものである。他の課題がすべて人を表しているのに、「同和」のみ「問題」となっているのはそのためである。

「人権尊重の社会づくり条例」にしても「人権施策基本方針」にしても、「同和」を先頭に持ってきて（国内行動計画では5番目）、少数者等の課題と並べているが、他の課題はいずれも違いのある問題であることから、法律が終わって線引きがなくなったことから、ここに「同和」が入っていることは異質である。そして、正しく人権への理解を阻害することにもつながっている。